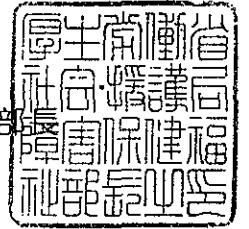


各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部



工賃倍増計画支援事業の実施について

我が国における成長戦略の一環として、「成長力底上げ戦略（基本構想）」（平成19年2月15日「成長力底上げ戦略チーム会合」決定。以下「戦略」という。）がとりまとめられたところであり、授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとされたところである。

については、「工賃倍増計画支援事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。

(別 紙)

## 工賃倍増計画支援事業実施要綱

### 1 事業の目的

本事業において、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた5か年計画（以下「工賃倍増5か年計画」という。）を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、都道府県が策定した「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）又は特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

### 3 事業の内容

工賃倍増計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。

- (1) 平成19年度から平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」の策定
- (2) 目標達成のための具体的な方策の検討
- (3) 企業的な経営手法導入の方策
- (4) その他、本事業の趣旨に資すると認められるもの

### 4 留意事項

- (1) 平成19年7月6日付け障発第0706004号の通知内容に留意すること。
- (2) 本事業の対象となる事業所は次のとおり。

- ア 就労継続支援B型事業所
- イ 障害者自立支援法移行前の身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設（いずれも小規模通所授産施設を含む。）
- ウ 就労継続支援A型事業所、障害者自立支援法移行前の身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場等のうち「工賃引上げ計画」を作成し、積極的な取組を行っている事業所
- エ 地域活動支援センター及び小規模作業所のうち就労継続支援B型事業所等の事業へ移行が具体的に計画されており、工賃引上げに意欲

## 的に取り組む事業所等

### 5 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

### 6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

### 7 施行期日

この通知は平成19年4月2日から施行するものとする。